



大虎運輸 GROUP

大虎運輸株式会社

大虎運輸北東北株式会社

大虎運輸東北株式会社

大虎運輸新潟株式会社

大虎運輸東京株式会社

大虎運輸中四国株式会社

大虎運輸九州株式会社

貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の八第一項の規定に基づき情報を公開します。

【対象事業所】

大虎運輸株式会社

本社営業所・奈良支店・竜王営業所・ひょうご東条営業所・兵庫営業所・北海道支店

愛知営業所

大虎運輸北東北株式会社

岩手支店・北東北流通センター・青森支店・八戸営業所・秋田営業所

大虎運輸東北株式会社

仙台支店・南東北流通センター・山形支店・福島支店

大虎運輸新潟株式会社

本社営業所・富山営業所

大虎運輸東京株式会社

本社営業所・神奈川営業所・茨城営業所

大虎運輸中四国株式会社

広島本社営業所・岡山支店・院庄営業所・山陰営業所

大虎運輸九州株式会社

本社営業所

【安全への取組】

1. 輸送の安全に関する方針

法令及び諸規則を遵守し安全を最優先します。

2. 輸送の安全に関する方針の社内への周知方法

各事業所内に掲示します。



3. 2025年度輸送の安全方針に基づく安全目標

自動車事故 2024年度比 50%削減

4. 安全目標達成のための計画

- ① 運行管理者の育成教育
- ② 乗務員教育の充実（特に入社6ヶ月以内の運転歴の浅い乗務員を重点的に教育）
- ③ 高度運行管理情報システムの拡充
- ④ 無事故・無違反者の表彰制度
- ⑤ 重大事故・バック事故・構内発進時事故撲滅のための取り組み強化期間を設定
- ⑥ 各営業所個別の安全目標・取組事項の策定及び実施

5. 安全に関する情報交換方法

- ① 幹部会議
- ② 事業所内月例会議
- ③ 内部監査
- ④ 事故惹起者講習会

6. 是正事項に対する効果確認方法

拠点長と安全統括管理者が事故原因分析と再発防止策を策定し、再発防止策の実施状況について、一定期間を定めてドライブレコーダー映像により確認します。

7. 事故に関する情報公開

事業所内に前年度の「安全目標の達成状況」及び「自動車事故報告規則第二条で定める事故総件数及び事故類型別の件数」を掲示します。

8. 行政処分歴（直近3年間）の公開

事業所内に掲示します。

9. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ① デジタル機器の導入推進
- ② インターネット利用の車両位置確認システム導入推進
- ③ ドライブレコーダーの導入推進
- ④ バックカメラの導入推進
- ⑤ 最新の安全性能を備えた新車導入推進



10. 輸送の安全に関する教育研修の実施状況

- ① 事業所内荷主別安全会議
- ② 事業所内安全推進月例会議
- ③ トランク協会等の教育研修への参加促進
- ④ 運行管理者・衛生管理者・整備管理者・危険物取扱者の社外研修への参加促進
- ⑤ 幹部会議の開催による教育と知識向上

11. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組の組織体制

社内イントラ、ホームページ、事業所内に掲示。

12. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2025年9月2日本社総務部内部監査員より、各役員及び安全統括管理者に対しヒアリングを行い、安全管理体制の構築・改善が安全管理規程に則り手順通り実施されていること、安全目標で計画した成果を得るためにPDCAサイクルに基づいた取り組みが実施されていることを確認した。

13. 安全統括管理者に係る情報

2025年7月1日 取締役 梶本慎也 重任

2025年度運輸安全マネジメント取組期間

2025年7月1日～2026年6月30日

以上

大虎運輸グループ 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第十六条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、本条第2項の各社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

2 本規程は大虎運輸株式会社・大虎運輸北東北株式会社・大虎運輸東北株式会社・大虎運輸新潟株式会社・大虎運輸東京株式会社・大虎運輸中四国株式会社・大虎運輸九州株式会社（以下「大虎運輸グループ」という。）に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 大虎運輸グループの代表は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 大虎運輸グループ各社が下請事業者を利用する場合にあっては、次のような下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行ってはならない。
 - ① 到着時間等について安全の確保が困難な無理な運行を依頼すること。
 - ② 積込み前に運送する貨物量を増やす急な依頼すること。

また、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導する。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(代表等の責務)

第七条 大虎運輸グループの代表は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 拠点長は、輸送の安全の確保に関し、拠点を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 國土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

と。

- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切にグループ内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害

等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のため

に講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に對し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。